

長野県 最終評価結果書

都道府県名	長野県	都道府県コード	20201
-------	-----	---------	-------

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	71	市町村					
(2) 協定数	1,078	協定	【うち集落協定	1,066	協定	うち個別協定	12
			集落協定参加者数	28,225	人		
(3) 交付面積	9,424	ha	【対象農用地面積	11,244	ha	交付面積率	83.8
			【協定締結面積	9,424	ha	協定締結面積率	83.8
			【地目別交付面積内訳	田 :	8,739	ha	畑 :
				草地 :	0	ha	採草放牧地 :
(4) 交付金額	1,640,610	千円	【うち共同取組活動分 :	865,519	千円	うち個人配分 :	775,091
							千円】

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等																														
・ 指導・助言を行っている協定の現状	<p>中間年評価で指導・助言が必要とされた活動について、市町村において該当集落への適切な指導・助言を行い、また、それを受けた集落が改善に努めた結果、引き続き指導・助言となる件数は減少した。 一方で、中間年評価以降に中間年評価以外の項目において指導・助言が行われた集落数は92協定(8.5%)あるが、第4期対策期間中に改善が見込まれている。</p> <p>(協定)中間年評価の結果を受けて、集落の話し合いの機会を増やす等、話し合い活動の充実が図られた。また、JA・農業委員会・農地中間管理機構等と連携し、農地集積の検討を進めた集落や、新規就農者の確保に努めた集落もあった。 (市町村)中間年評価で指導・助言のあった集落に対し、実施状況の確認時や総会時に指導及び制度内容の周知が行われている。また、集落の現状にあった活動内容とするため、検討・見直しを図った市町村もみられた。 (県)制度内容の周知のための研修会を行い、改善の見られなかった市町村に対して、引き続き適切な指導・助言を行い支援を行っていく。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数</td> <td>92</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>② 上記のうち</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>92</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>0</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td> <td>0</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数</td> <td>72</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>④ 上記のうち</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>49</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>23</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td> <td>0</td> <td>協定</td> </tr> </table>	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	92	協定	② 上記のうち			・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	92	協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0	協定	・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0	協定	③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	72	協定	④ 上記のうち			・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	49	協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	23	協定	・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0	協定
① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	92	協定																													
② 上記のうち																															
・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	92	協定																													
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0	協定																													
・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0	協定																													
③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	72	協定																													
④ 上記のうち																															
・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	49	協定																													
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	23	協定																													
・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0	協定																													

3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果												
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>■本県においては、集落協定すべて(1,066協定)で取組が実施された。</p> <p>集落の実情を踏まえ、目指すべき将来像とそれを実現するための活動方針を協定に位置付ける集落マスタープランは、集落における現状や課題を洗い出す機会となった。また、集落内で課題等の共通認識を持つことで、集落全体で農地を守り、将来にわたり耕作放棄地を発生させないという意識の醸成が図れた。 結果として、農業生産法人等への作業委託、担い手への農地集積、機械の共同化、鳥獣進入防止柵の設置等が進み、耕作放棄地の発生防止に繋がった。</p> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>(評価)耕作放棄地の発生防止、集落の話し合い活動の充実に一定の効果があった。 (課題)多くの集落では協定参加者の高齢化と担い手不足が深刻化する中、今後、農地の維持が困難になると考えている。 集落だけで農地を守り、耕作放棄地の発生防止を防ぐことは限界がきており、市町村・JA・農地中間管理機構等との更なる連携強化が必要である。</p>												
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>■本県においては、集落協定すべて(1,066協定)・個別協定1協定で取組が実施された。</p> <p>上記のうち、約4割の協定においては、耕作放棄地の発生が懸念される農用地への利用権の設定・農作業の委託が協定書の取組内容に基づき実施された。また、その他にも農地法面の管理・鳥獣害防止柵またはネットの設置・簡易な基盤整備等、様々な取組が実施された。 どのような形で、集落における耕作放棄地の防止を図っていくか、協定書に明記することにより、協定参加者の耕作放棄地発生防止の共通認識と意識の向上に効果があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 協定締結面積</td> <td>9,147 ha</td> <td>277 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既荒廃農地の復旧面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>(評価)耕作放棄地の発生防止に一定の効果があった。 (課題)高齢化と担い手不足により、一人当たりの農作業に係る労力が増加している。集落の農地を維持し耕作放棄の発生防止を図るために、新たな担い手の確保を模索していく一方で、農作業の効率化のためにスマート農業(自走式草刈り機や農薬散布のためのドローンの導入等)を進めていく必要があるが、大型機械が入れないほ場が多いことから、基盤整備も合わせて検討していく必要がある。</p>		集落協定	個別協定	① 協定締結面積	9,147 ha	277 ha	② 農振農用地区域への編入面積	0 ha	0 ha	③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha
	集落協定	個別協定											
① 協定締結面積	9,147 ha	277 ha											
② 農振農用地区域への編入面積	0 ha	0 ha											
③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha											

	<p>水路、農道等の管理活動</p>	<p style="text-align: center;">取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>■本県においては、集落協定すべて(1,066協定)・個別協定1協定において取組が実施された。</p> <p>協定書に基づき、県内約1,884kmの水路・約1,532kmの農道において、定期的な清掃・草刈り・簡易補修等の維持管理活動が着実に行われ、施設の長寿命化と補修工事コストの低減に繋がった。また、同作業は、集落全体で行うの共同取組活動として定着している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">集落協定</th> <th style="text-align: center;">個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td style="text-align: center;">1,884,435 m</td> <td style="text-align: center;">0 m</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td style="text-align: center;">1,531,655 m</td> <td style="text-align: center;">973 m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>(評価)集落の水路・農道の維持管理に一定の効果があり、作業を通じて共同活動意識の醸成に繋がっている。 (課題)全体的に施設の老朽化が進んでおり、大規模な補修工事が必要と考える集落もある。 また、高齢化に伴い、施設の管理が困難になりつつあると考える集落が多く、作業の省力化が課題となっている。 若い世代の担い手の増加に伴い、施設の管理活動への理解が希薄となっていることを課題とした市町村もあった。</p>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	1,884,435 m	0 m	② 管理する農道の延長	1,531,655 m	973 m												
	集落協定	個別協定																					
① 管理する水路の延長	1,884,435 m	0 m																					
② 管理する農道の延長	1,531,655 m	973 m																					
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>多面的機能を増進する活動</p>	<p style="text-align: center;">取組の概要及び取組により生じた効果</p> <p>■本県においては、集落協定すべて(1,066協定)・個別協定1協定で取組が実施された。</p> <p>協定書に基づき、県内94haに及ぶ周辺林地の下草刈りにより、鳥獣害被害の抑制に繋がった。 また、536協定の集落で景観作物の植栽活動が行われ、近隣の学校や地域内外の人を呼び込んで行われた農業体験交流等を通じ、集落内で生産された農産物の消費拡大や地域の活性化に繋がった。 このように、各集落の実情を踏まえた創意工夫による多様な取組みが展開され、集落の話し合い活動の増加も見られた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">集落協定</th> <th style="text-align: center;">個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺林地の下草刈の面積</td> <td style="text-align: center;">94 ha</td> <td style="text-align: center;">0 ha ※0.12ha</td> </tr> <tr> <td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td> <td style="text-align: center;">3 ha</td> <td style="text-align: center;">0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市民農園等の面積</td> <td style="text-align: center;">1 ha</td> <td style="text-align: center;">0 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 体験民宿等の施設数</td> <td style="text-align: center;">62 施設</td> <td style="text-align: center;">0 施設</td> </tr> <tr> <td>⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数</td> <td style="text-align: center;">536 協定</td> <td style="text-align: center;">0 協定</td> </tr> <tr> <td>⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数</td> <td style="text-align: center;">105 協定</td> <td style="text-align: center;">0 協定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>(評価)多面的機能(美しい農村景観の保全、土砂災害の抑制等)の維持・増進、周辺林地の下草刈りによる鳥獣害被害の抑制に一定の効果があった。 また、地域内外の人を呼び込む交流活動は、地域の活性化に繋がるとともに、移住に繋がる可能性も秘めている。 (課題)多面的機能を増進する活動は人気が必要なことから、高齢化や担い手不足が進展し、集落の活動低下を招くと、多面的機能の維持が困難となる。 実際に、小規模な集落では、農用地の維持管理活動で精一杯であり、多面的機能の維持管理活動は必要最低限で行われているようである。</p>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の下草刈の面積	94 ha	0 ha ※0.12ha	② 棚田オーナー制度の対象面積	3 ha	0 ha	③ 市民農園等の面積	1 ha	0 ha	④ 体験民宿等の施設数	62 施設	0 施設	⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	536 協定	0 協定	⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	105 協定	0 協定
	集落協定	個別協定																					
① 周辺林地の下草刈の面積	94 ha	0 ha ※0.12ha																					
② 棚田オーナー制度の対象面積	3 ha	0 ha																					
③ 市民農園等の面積	1 ha	0 ha																					
④ 体験民宿等の施設数	62 施設	0 施設																					
⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	536 協定	0 協定																					
⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	105 協定	0 協定																					
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>A要件</p>	<p style="text-align: center;">取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)</p> <p>■本県においては、8協定で取組が実施された。</p> <p>主な取組内容としては、農業生産条件の強化、高付加価値型農業の実践、機械・農作業の共同化への取組面積の拡大等が行われ、集落において将来を見据えた持続的な営農活動を行っていくための体制整備が着実に図られた。 機械・農作業の共同化を行った集落においては、個人の費用負担の軽減が図られ、担い手への農地集積や農作業委託を行った集落においては、集落内で担い手確保に取り組むことへの意識の醸成が図られた。</p> <p>【取組例】 ・飯田市(千代集落):高付加価値型農業の実践と農業生産条件の強化を選択しており、前者においては伝統野菜である千代ネギの栽培を行い、後者においては、隣接する集落協定と連携し鳥獣害防護柵を設置したことにより、農作物等への被害が軽減した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>① 機械・農作業の共同化への取組面積</td> <td style="text-align: center;">8 ha</td> </tr> <tr> <td>② 高付加価値型農業の実践への取組面積</td> <td style="text-align: center;">16 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 農業生産条件の強化への取組面積</td> <td style="text-align: center;">56 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 担い手への農地集積への取組面積</td> <td style="text-align: center;">2 ha</td> </tr> <tr> <td>⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積</td> <td style="text-align: center;">16 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">取組に対する評価及び関連する課題</p> <p>(評価)A要件に取り組むことにより、将来を見据えた持続的な営農活動を行っていくための体制整備が着実に図られた。 (課題)A要件は、作業効率・集落の収益力、高齢化及び担い手不足への対応策となるものであるが、要件達成の見通しがたたないことから、当該要件を選択する協定数が非常に少なくなっている。 機械の共同化については、近年ではJAによる機械のリースが行われており、集落で機械を購入し共同化するよりも、機械のリースにより営農活動を行うケースが増加するのではないかという意見もあった(高森町:機械・農作業の共同化を選択)。</p>	① 機械・農作業の共同化への取組面積	8 ha	② 高付加価値型農業の実践への取組面積	16 ha	③ 農業生産条件の強化への取組面積	56 ha	④ 担い手への農地集積への取組面積	2 ha	⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	16 ha											
① 機械・農作業の共同化への取組面積	8 ha																						
② 高付加価値型農業の実践への取組面積	16 ha																						
③ 農業生産条件の強化への取組面積	56 ha																						
④ 担い手への農地集積への取組面積	2 ha																						
⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	16 ha																						
	<p>B要件【第4期対策新規措置】</p>	<p style="text-align: center;">取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)</p> <p>■本県においては、9協定で取組が実施された。</p> <p>B要件に積極的に取り組んだ集落においては、新たな参加者を確保し、その者を中心として地元の加工施設を活用し、集落でとれた農産物の加工品を製造し、地域内外へPRし販売を行った。また、棚田オーナー制度により消費を呼び込み、集落の収益力向上に繋がった。</p> <p>【取組例】(地場産農産物の加工販売) ・小谷村:集落で直売所を運営し、地場産の蕎麦を加工・販売し、地元の多くの女性がこの活動に参加している。手打ち蕎麦が観光客から大変好評であり、観光シーズンは多くの観光客で賑わっている。 ・飯田市:集落に移住した女性を参加者として、集落の女性や若者を中心に、古くから栽培されてきた雑穀品種(弘法稗)の加工販売に向けた取り組みによる試作品づくりを行い、最終年度に地元で販売できる見通しとなった。</p>																					

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・B要件【第4期対策新規措置】	① 集落協定への新規参加者数 うち女性 うち若者 うちNPO法人 うちその他【                    】 ② 新規就農者等確保数 ③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数 ④ 消費・支出の呼び込みの取組面積	<table border="1"> <tr><td>7</td><td>人</td></tr> <tr><td>6</td><td>人</td></tr> <tr><td>1</td><td>人</td></tr> <tr><td>0</td><td>法人</td></tr> <tr><td>0</td><td>人・団体</td></tr> <tr><td>1</td><td>人</td></tr> <tr><td>3</td><td>協定</td></tr> <tr><td>2</td><td>ha</td></tr> </table>	7	人	6	人	1	人	0	法人	0	人・団体	1	人	3	協定	2	ha
	7	人																	
6	人																		
1	人																		
0	法人																		
0	人・団体																		
1	人																		
3	協定																		
2	ha																		
取組に対する評価及び関連する課題		(評価)B要件の取組みを通じ、新規参加者による集落の収益力の向上及び集落や地域の活性化に繋がったことは、高く評価できる。 (課題)B要件は、集落の収益力向上及び活性化、新規就農者の確保に繋がるものであるが、新規参加者の確保が難しく、要件達成の見通しがたないことから、当該要件を選択する協定数が非常に少ない。																	
(4) その他協定締結による活動	・C要件	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果) <b>■本県においては、570協定で取組が実施された。</b> 集落で農業生産活動が困難な農地が発生した際の受け手を予め協定書に位置付けることで、安心して営農活動を行うことができるとともに、集落全体で農地を守り、将来にわたり耕作放棄地を発生させないという意識の醸成が図れた。 また、C要件を選択した集落のうち、実際に農業の継続が困難となった農用地が発生し、事前の体制整備に基づく支援が行われ、耕作放棄地の発生を未然に防止することができた。	<table border="1"> <tr><td>570</td><td>協定</td></tr> <tr><td>151</td><td>協定</td></tr> <tr><td>319</td><td>ha</td></tr> </table>	570	協定	151	協定	319	ha										
	570	協定																	
151	協定																		
319	ha																		
取組に対する評価及び関連する課題		(評価)C要件は、農業生産活動が困難となった農用地が発生した際に、当該農用地を引き受けるサポート体制が事前に確立されていることにより、農業生産活動の維持が可能となり、耕作放棄地発生防止に一定の効果があったと言える。 (課題)高齢化等により農業生産活動が困難となる農用地が発生し続けているが、「集落ぐるみ型」を選択している集落においては、集落内で余力のある特定の個人への作業負担が増大している。																	
(4) その他協定締結による活動	・加算措置(集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)を除く。)	取組の概要、取組により生じた効果(単価が加算されていることによる効果) <b>■本県においては、超急傾斜農地保全管理加算は76協定(集落協定75、個別協定1)で取り組みが実施された。</b> <b>【取組例】超急傾斜農地保全管理加算</b> ・伊那市:カバープランツによる畦畔管理の省力化、希少生物(ザゼンソウ)の保護・育成の取り組みを行った。 ・飯田市:市町村と集落が連携し、超急傾斜農地でとれた作物を広くPRすることができた。 ・その他、当加算で得た交付金により、法面の補修や電気柵の維持活動等が行われた。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取り込んだ農業集落数</td> <td>0 ha 0 集落</td> <td>0 ha 0 集落</td> </tr> <tr> <td>② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】</td> <td>286 ha</td> <td>2 ha</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取り込んだ農業集落数	0 ha 0 集落	0 ha 0 集落	② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】	286 ha	2 ha							
		集落協定	個別協定																
① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取り込んだ農業集落数	0 ha 0 集落	0 ha 0 集落																	
② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】	286 ha	2 ha																	
取組に対する評価及び関連する課題		(評価)加算された交付金により、条件不利地域である超急傾斜地における農業生産活動が継続できる取組みは評価できる。 (課題)超急傾斜農地保全管理加算においては、集落で傾斜要件を満たす農用地があれば、現在行っている活動内容で取り組めることから、活動要件のハードルも高くないため、当加算における課題をあげた市町村はなかった。																	



	・集落協定の広域化・集落間連携(集落協定の統合)	① 集落協定を広域化又は連携した協定数及び面積 統合対象協定数及び農業集落数 統合により増加した協定参加者数 統合により新たに協定に取り組んだ面積	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>協定</td><td>19</td><td>ha</td></tr> <tr><td>2</td><td>協定</td><td>2</td><td>集落</td></tr> <tr><td>3</td><td>人</td><td colspan="2">※集落内の女性</td></tr> <tr><td>0</td><td>ha</td><td colspan="2"></td></tr> </table>	1	協定	19	ha	2	協定	2	集落	3	人	※集落内の女性		0	ha				
		1	協定	19	ha																
		2	協定	2	集落																
		3	人	※集落内の女性																	
0	ha																				
② うち集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)に取り組む協定数及び面積 統合対象協定数及び農業集落数 統合により増加した協定参加者数 中心的な役割を担う人材の人数 統合により新たに協定に取り組んだ面積	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>協定</td><td>19</td><td>ha</td></tr> <tr><td>2</td><td>協定</td><td>2</td><td>集落</td></tr> <tr><td>3</td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>3</td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>0</td><td>ha</td><td colspan="2"></td></tr> </table>	1	協定	19	ha	2	協定	2	集落	3	人			3	人			0	ha		
1	協定	19	ha																		
2	協定	2	集落																		
3	人																				
3	人																				
0	ha																				
取組に対する評価及び関連する課題		(評価) 交付金の規模拡大はもとより、当該加算の要件により、新たな参加者を協定に呼び込み、農産物の加工販売を実施できたことは高く評価できる。 (課題) 他集落との統合は、文化の違い等により歩み寄りが進まないのが現状であり、また、協定内に新たな人を呼び込む等、取組みのハードルが高いことから、県内で本加算措置に取り組む集落は1協定のみとなっている。このことから、本格的な集落統合を行うためには、行政が主導する等、行政の積極的な支援が必要であると考える。																			
(4) その他協定締結による活動		取組の概要及び取組により生じた効果 最終評価の事前調査で、交付額が100万円(上限額の引き上げ前の額)を超える者は、県内で10名存在していた。交付額の上限額が250万円に緩和されたことにより、これまで協定に参加できなかった者の参加に繋がった。 ・個人配分の上限交付額の引き上げ【第4期対策新規措置】 ・野沢温泉村: 担い手への農地集約を進めることができた。 ・飯綱町: 該当者は、11集落の協定に参加して営農を行っている。																			
・その他		取組の概要及び取組により生じた効果 協定に定めた活動(実施状況の確認で把握できる数値的な活動内容)の他には、集落の将来像等についての話し合いの増加や集落内での共同取組活動の増加が見られ、当制度を通じ集落の活性化ひいては地域の活性化に繋がっている。 取組に対する評価及び関連する課題 (課題) 多くの協定に共通する課題は、高齢化・担い手不足・事務負担・協定代表者のなり手の不在等であり、そのような課題を抱えた集落が継続して営農を継続できるよう、その解決策を模索する必要がある。																			

4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

上記1～3を踏まえ、評価区分(A～G)を別紙から選択し、本制度の第4期対策の総合的な評価及び評価区分を選択した理由について記載して下さい。また、本制度の実施効果について、①から⑬までの項目の該当すると考えるものすべてに○印を記入して下さい。

評価区分	総合評価
<b>B</b>	<b>【評価】</b> 本制度は、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を維持するとともに、集落・地域の活性化に大きな効果を発揮している。また、第3期から新たに導入された体制整備C要件による「集落ぐるみ型」によるサポート体制の構築等、集落の参加者で「協定農用地に耕作放棄地を発生させない」という体制構築と協定参加者の意識の醸成が図られたことは、本制度の大きな成果であると評価する。市町村評価においても、17市町村(全体の23.9%)がA、52市町村(全体の73.2%)がB評価としており、多数の農業者や市町村から制度継続の声が寄せられており、制度に対する評価の高さがうかがえる。 また、高齢化に配慮した制度緩和や新規参加者や担い手を呼び込めるような制度改正等が行われてきており、集落の継続及び活性化に繋がる仕組みに改善されたと評価できる。 その一方で、高齢化が著しく進んでいる集落においては、依然として5年間の協定農用地の維持に対する不安や事務負担を感じており、次期対策へ移行する協定の廃止や協定農用地の大幅な減少が危惧されることから、本県における制度への総合評価は「B」評価とする。 本県としては、市町村等と連携し、高齢化や担い手不足への対応策や集落の広域化の仕組みづくりと集落間連携への意識の醸成を図っていくとともに、引き続き協定農用地の維持・拡大の呼びかけを行っていく。
<input type="radio"/>	① 地域の実情に応じて交付金が活用できた【54市町村(76.1%)】
<input type="radio"/>	② 一定期間、安定して交付金が交付された【47市町村(66.2%)】
<input type="radio"/>	③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した【28市町村(39.4%)】
<input type="radio"/>	④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された【59市町村(83.1%)】
<input type="radio"/>	⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた【15市町村(21.1%)】
<input type="radio"/>	⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた【23市町村(32.4%)】
<input type="radio"/>	⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された【15市町村(21.1%)】
<input type="radio"/>	⑧ 集落間連携への意識が醸成された【8市町村(11.3%)】
<input type="radio"/>	⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された【7市町村(9.9%)】
<input type="radio"/>	⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された【52市町村(73.2%)】
<input type="radio"/>	⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された【19市町村(26.8%)】
<input type="radio"/>	⑫ その他の効果【耕作放棄地の発生を抑制[下諏訪町]・共用財産(水利・農道・有害鳥獣防護柵など)の適切な管理[千曲市]】【2市町村(2.8%)】
<input type="radio"/>	⑬ 効果なし【0市町村(0%)】
都道府県第三者委員会の意見	
<b>■</b> 他の集落(全国レベル)で実施している優良事例や課題解決に繋がる事例を、集落へ情報共有し、見える化していくことが非常に重要。ただし、ホームページに掲載するだけでは、中々集落の農業者まで伝わらないと考えるので、伝える媒体について工夫して欲しい。 <b>■</b> 現状の制度内容での活動は限界を迎えているのが現状で、今後も維持管理を継続していくことが果たして本当に正しい事なのか(例えば、集落をたたむ、林地化する等へのシフト)という議論も含め、集落の農地をどのようにバトンリレーしていくのか、国の自給率が下がる中でどのような作物を育てていけば良いのか、鳥獣被害の問題をカバーできるような新しい農業が中山間地域で実施できるのかといった議論が重要になってくる。 <b>■</b> 中山間地域の農地における様々な価値(景観価値、防災機能などの自然環境を守る価値、手入れがなされている不動産としてのほ場価値など)について、社会において価値があるという位置づけでPRし、様々な人がその価値に気付いて投資を行わない限り、中山間地域の農地維持は難しいと考える。優良事例を集落に届けていくことも重要だが、社会に中山間地域の価値を届けていくことも重要。	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項		変化等の詳細や変化等があったと考える理由
○	① 耕作放棄地の発生が防止された	【65市町村(91.5%)】 協定農用地の耕作または維持管理を5年間実施し、耕作放棄地を発生させないという制度により、協定締結により活動を行っている集落において、耕作放棄地の発生が確実に抑制されている。 途中の期で廃止となった集落や本制度に取り組んでいない農用地については、耕作放棄地が目立ち、荒廃化が進んでいるとの意見もあった。
○	② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	【15市町村(21.1%)】 集落で開催されるイベント(収穫祭・棚田オーナー制度 等)と連携し、集落内で収穫した農産物を販売する等、地域内外の方々との交流が図られている。 また、結婚を機に移住してきた女性や、集落の若い世代との交流も促進されている。
○	③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	【54市町村(76.1%)】 集落内の水路・農道については、定期的な共同取組活動や点検・見回り活動を通じ、集落参加者のみんなで守るという意識が醸成され、各集落において草刈りや泥上げ、補修工事等が行われている。
○	④ 鳥獣被害が防止された	【36市町村(50.7%)】 本制度の交付金を活用し、鳥獣害防護柵を設置し、共同取組活動で定期的に維持管理を行った集落においては、鳥獣害の被害が確実に減少しており、耕作意欲が高まっている。
○	⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	【34市町村(47.9%)】 草刈りや景観作物の作付けを行うことで、集落の景観の保全に繋がっている。また、景観作物の作付けにより、観光客が増加した集落もあった。
	⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	【10市町村(14.1%)】 認定農業者の確保や農業生産法人の設立等により、集落内で耕作継続困難な農地が発生した際には管理を委託することができた。
○	⑦ 担い手への農地集積が進んだ	【14市町村(19.7%)】 本制度に取り組むことで、集落全体で農地を管理していこうという意識が形成され、円滑な担い手への集約に繋がっている。 ・安曇野市:担い手のいない集落内に法人を設立することにより、農地集積が進んだ。
○	⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	【14市町村(19.7%)】 当制度の交付金を使用し、共同で使用する機械を整備することにより、個々の農家の機械購入や維持管理、更新に係る費用負担が軽減された。
	⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	【7市町村(9.9%)】 ・青木村:新規就農者が協定に参加し、休耕地を耕作地に復活させている。
	⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	【5市町村(7.0%)】 ・御代田町:集落組織内に女性部会が組織され、直売所が運営される中で、売上は上昇している。 ・駒ヶ根市:あんぼ柿の栽培、加工、販売が行われている。
	⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	【4市町村(5.6%)】
	⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	【3市町村(4.2%)】
	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	【3市町村(4.2%)】
	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	【0市町村(0%)】 取組みなし。
	⑮ その他	【4市町村(5.6%)】 ・御代田町:第3期の交付金の積立により農道の整備が完了し、耕作放棄のおそれがないと判断され、第4期からは制度に頼らず活動している集落がある。
都道府県第三者委員会の意見		
<p>■多面的機能を増進する活動のうち、人を呼び込むような活動については、市街地に近く、元気な人達が多い集落においては成り立つが、奥地の集落においては難しい。そのような集落においては、集落をたたむことや農地を林地化するなど、集落の現在の形を変えていく議論をしていく必要があるのではないか。</p> <p>■観光地域づくりの一環として、農業遺産として登録された堰をめぐるツアーを実施している市町村もあるが、このような堰の保全活動にも中山間直払の交付金が活用されていると改めて気づかされた。</p> <p>■集積の効果については相対的にあまり効果がでていないのが気になるところで、現状は維持できているが将来のことまで見えていないのではないか。</p>		

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	【57市町村(80.3%)】 高齢化の進展により、維持管理での精一杯集落が多数存在している。 各市町村においては、担い手・新規就農者への農地の集約を行う一方で、集落外からの担い手(個人・法人)の斡旋・誘致を行い、農業後継者・移住者等、新規就農者の確保に努めているが、条件不利地である中山間地域においては希望する作物が作れないこともあり、就農先の候補となりにくいのが現状である。 高齢化に伴う体力の低下にあたり、労力の省力化となる機械(自走式草刈り機 等)の導入を考えていく必要がある。
	○ ② 担い手の不在	【47市町村(66.2%)】 ・伊那市:担い手がいない集落においては、草刈等の維持管理に、シルバー人材センターを活用しているが、委託の費用面で課題が残っている。 ・喬木村:JAや近隣の市町村と連携し、新規就農者の確保へ取り組んでいる。 ・中野市:新規就農者の支援や、農業経営塾の開催で担い手の育成を行っている。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	【32市町村(45.1%)】 制度が開始されて以来、集落の構成員に大きな変化はなく、そのまま年を重ねている状態である。リーダーも高齢化しており、責任の重さや事務負担等からリーダーを辞退する集落が増えてきている。 リーダーを支援するため、協定に係る事務については、市町村の担当者が行っているのが実情であるため、高齢化に対応した事務負担の軽減(制度の簡素化)が望まれる。
営農に関する課題	○ ④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	【22市町村(31.0%)】 中山間地域のほ場は、狭小で畦畔が大きく、接道条件も悪い場所が多い等、生産条件が悪く、大型機械の投入も難しい。圃場整備の検討が必要であるが、資金面で計画が進まないのが現状である。
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	【33市町村(46.5%)】 本制度の交付金を活用した鳥獣害防護柵の設置等により一定程度の被害抑制につながっているが、今後は、その維持管理に対する身体的・金銭的負担が課題となっている。 また、農業所得補償の面から鑑みると、個人負担への割合を増加していく必要性がある一方、今後は鳥獣害防護柵の設置や維持管理に係る共同取組活動費に重きをおけないと考えている集落も存在している。
	○ ⑥ 農業収入の減少	【7市町村(9.9%)】 集落内で専業農家は減少傾向にあり、交付金や補助金を活用し、農業経営を維持しているのが現状である。 今後は、高付加価値農産物の生産・加工・販売により収益力の向上を考えていく必要があるが、体力のない集落にはそれも困難である。
	○ ⑦ 農作業の省力化	【14市町村(19.7%)】 農家の高齢化や担い手不足により、農作業の省力化は喫緊の課題である。特に、畦畔の草刈りについて課題としている集落が多く、スマート農業の導入による作業省力化が急務である。 ・青木村:集落の一部で畦畔芝の実験ほ場を作り、実証試験を実施している。 ・木祖村:肥培管理等が比較的少ない作物への転換などを考えていく。 ・山ノ内町:カバープランツによる畦畔管理省力化を図っている。
農村協働力(集落機能)に関する課題	○ ⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	【17市町村(23.9%)】 高齢化やリーダーの不在等により、集落の協働力は低下している。集落機能の低下を防ぐためには、集落だけでなく、地域の住民も巻き込んだ活動が必要である。
	○ ⑨ 集落内の話し合い回数の減少	【3市町村(4.2%)】
	○ ⑩ 中山間地域の生活環境の改善	【1市町村(1.4%)】
本制度に関する課題	○ ⑪ 交付金返還措置への不安	【22市町村(31.0%)】 高齢化による体力不足等から、自らが管理する農地が維持管理作業が困難となった際の全額遡及返還に不安を感じる参加者は多く、対策期間移行期における廃止集落が多数発生する要因となっているため返還制度の緩和が望まれる。 しかしながら、死亡・高齢にともなう農用地の減少については、返還の免責規定となっていることから、制度の再周知が必要であると考えられる。 また、返還制度の緩和や簡素化を望む意見の一方で、返還措置による集落内の農用地を5年間維持しなければならないという制度の縛りが、耕作放棄地の発生を抑制しているとの声もある。
	○ ⑫ 行政との連携不足	【1市町村(1.4%)】
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	【20市町村(28.2%)】 5年間の協定期間は長く、次期対策を断念する集落が多数発生することが見込まれることから、協定締結期間の短縮への見直しの声が多く市の町村から寄せられている。 また、中山間地域における田と畑地の維持管理労力は同等であり、多面的機能を守る面から鑑みて、畑地の交付単価を田と同等に引き上げてほしいとの声がある。
○ ⑭ 事務負担の軽減	【33市町村(46.5%)】 高齢化により、協定書や活動報告書の作成や金銭管理等、様々な事務処理が集落にとって多大な負担となっており、多くの市町村で集落の事務務を無償で代行しているのが現状である。 また、それに加えて、調査が多く事務負担に拍車をかけている。 次期対策で事務の簡素化を望む声が多く集落・市町村から寄せられている。	
	○ ⑮ その他	【3市町村(4.2%)】 その他については、以下の意見があげられた。 ・多面的機能支払制度と本制度で相違する点や活動範囲が重複する場合の明確な基準が示されていないため、市町村や集落においては活動違反となることを懸念して、多数の地域で、それぞれの制度における農用地が重複しないよう活動が行われている(制度に取り組みたいのに取り組めない)のが実情である。また、両制度で別の組織・集落を作る必要があり、通帳が別であるのは対象地域にとって非常に煩雑である。
	○ ⑯ 課題等はない	【0市町村(0%)】
都道府県第三者委員会の意見		
<p>■一律に外部人材を探すのではなく、個々の集落でどういった人が必要なのかといった議論を行った上で、外部人材探しを行うことが必要なのではないか。</p> <p>■本制度が税金から支払われていることから考えると、5年間の縛りは大事であり、各々の集落においては十分に精査した計画をたてるべきであり、活動を実施できないと考える集落については諦める決断が必要ではないか。行政においても、返還免責事由における病気・死亡等にあまり判断をせず、税金を使っているという観点を忘れず、返還の事由が集落から出された際はきちんと見極める必要がある。</p>		

7 対象農用地を有するもの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するもの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由	
<p>主な理由は、高齢化・担い手不足・リーダーの不在があげられ、それに伴い、集落内での話し合いが進まず合意形成に至らないことである。</p> <p>また、以下の理由により取組みを行わない集落も存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■制度に頼らず活動が実施できている。</li> <li>■公共事業により協定農用地が減少したため。</li> <li>■連担するほ場がない。</li> <li>■多面的機能支払制度との棲み分けを行うため。</li> <li>■面積要件(1ha)を満たす農用地がないため。</li> <li>■畑地が中心で傾斜要件を満たさないため。</li> <li>■補助金返還への不安。</li> </ul>	

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	<p>協定を締結することで、耕作放棄地を発生させないという意識を醸成するとともに、協定で定めた取組み事項を実施することで、毎年度、確実に農業生産活動が行われたことは、耕作放棄の発生防止に効果があったと考えられる。</p> <p>次期対策に向けて耕作放棄地の発生を引き続き防いでいくためには、現在の取組面積を維持し、さらなる拡大を目指していくことが有効であると考えます。</p> <p>また、単独では活動が困難となっている集落が多数存在する中で、次期対策で多くの集落が廃止集落となることが見込まれるため、集落の広域化により集落の枠を超えた連携も必要と考える。</p>
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	<p>高齢化や担い手不足への対応策として、新規就農者の呼び込みや法人等への農地集積は多くの市町村で検討・推進が行われている。</p> <p>しかしながら、中山間地域においては、農業生産条件の不利性から担い手の確保は進まないのが現状であり、高齢化への対策として農作業の省力化や外部人材の受入支援が必要であると考えます。</p>
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	<p>体力のある集落においては、6次産業化の取組みが行われ、集落の収益力が向上しているが、農地の維持管理で精一杯の集落においては実施が困難である。</p> <p>現状の集落の農用地を維持していくためにも、集落の広域化を行い、集落の枠を超えて地域全体を活性化させ収益力の向上に取り組む必要がある。</p>
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	<p>体力のある集落においては、イベント(収穫祭・棚田オーナー制度等)を開催し、集落内で収穫した農産物を販売する等、地域内外の方々との交流が図られている一方で、高齢化やリーダーの不在等により、集落の協働力が低下している集落が多く存在しているのが現状である。</p> <p>集落機能の低下を防ぎ、新たな参加者を呼び込むためには、集落だけでなく、地域の住民も巻き込んだ活動が非常に重要であると考えます。</p>
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	<p>統合が行われた集落においては、役員体制の充実化と共同作業の効率化に繋がり、集落連携・機能維持加算に取り組むことにより、交付金の増額はもとより、当該加算の要件により、新たな参加者を協定に呼び込み、農産物の加工販売を実施できたことは高く評価できる。</p> <p>他集落との統合は、文化の違い等により歩み寄りが進まないのが現状である。また、広域連携に係る加算措置は、協定内に新たな人を呼び込む等、取組みのハードルが高いことから、県内での実施事例は1事例のみとなっている。</p> <p>このことから、本格的な集落統合を行うためには、行政が主導する等、行政の積極的な支援が必要であると考えます。</p>
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	<p>県内で超急傾斜農地保全加算措置に取り組む集落は75集落存在し、加算された交付金により、条件不利地域である超急傾斜地において農業生産活動が継続できる様々な取組みが実施できている点は評価できる。</p> <p>超急傾斜農地保全加算においては、集落で傾斜要件を満たす農用地があれば取り組める内容であり、活動要件のハードルも高くないことから、当加算における課題をあげた市町村はなかった。また、基礎単価で実施できるように緩和されたことで、体力のない集落においても取り組めるようになったことは評価できる。</p> <p>今後も引き続き制度の周知に努めていく。</p>
⑦ その他(省力化等)	<p>高齢化に伴う体力の低下にあたり、労力の省力化となる機械(自走式草刈り機等)の導入を考えていく必要がある。</p> <p>本年度、モデル地区においてスマート農業に係る加算措置が実施されるが、第5期において取組みやすい内容として措置されることを望む。</p>
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、使途のあり方	<p>(交付金の配分割合)</p> <p>基礎単価・体制整備単価ともに共同取組活動に50～60%を充てた集落が最も多く、前者が61.7%、後者が49.4%であった。一方で、共同取組活動費を100%とした集落は、前者が3.7%、後者が9.7%となっている。</p> <p>活動の違いにより顕著な差は見られないが、基礎単価のみの集落においては所得補償に重きを置き、体制整備単価に取り組む集落においては、体制整備や加算活動における取組みに重きを置いている傾向があると考えられる。</p> <p>(使途のあり方)</p> <p>基礎単価・体制整備単価の共同取組活動における使途であるが、積立等に充てる集落が最も多く(前者34.6%、後者33.8%)、次いで道・水路管理費(前者29.5%、後者25.5%)、農地管理費(前者11.2%、後者10.4%)となっており、活動の違いにより顕著な差は見られなかった。</p>
都道府県第三者委員会の意見	
<p>■会計の簡素化の観点だけで集落の広域化を進めていくことは難しい。また、集落だけで農村経営を完結させているのではなく、集落周辺で例えば農業や機械に詳しい企業など、様々な地域の住民や企業が関わることにより、農村経営を行っていく体制の構築が必要ではないか。</p> <p>■集落の広域化には、そのつなぎ役が重要となる。それが、行政やJAや地域多し協力隊なのか地域により異なってくると考える。集落毎を繋げるような人材の育成について、国で研修を実施するなど、全国的な課題としてよいのではないか。</p> <p>■農業に携わっていない人の関わりが非常に重要となってくると考えるので、そのような人達に情報が入るような媒体があれば活用して欲しい。中山間地域の農地の価値を社会で共有していかないと、問題は解決しない。</p> <p>■行政の支援を抽象論で終わらすのではなく具体的に詰めていく必要がある。例えば、集落内の農用地を将来に向けてどのように考えていくのか(何を誰がどうしていくのか)、その「意思決定」について行政が支援し、さらに、社会における中山間地域の価値を発信していけば良いのではないか。</p>	



9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見

本県としては、本制度を「第3期食と農業農村振興計画」の展開施策として位置付けたところであり、中山間地域が抱える諸課題の解決にあたり、本制度の果たす役割は非常に大きなものであると認識しており、今後も制度継続を強く要望する。

また、協定参加者の高齢化や担い手不足等により、農地を守る基礎的な活動も困難と感じる集落が複数存在する中、次期対策においては、基礎活動が困難である集落については最低限の労力で取り組める内容(場合によっては交付単価を下げる等)とし、さらなる活動のレベルアップを図れる集落については加算活動を充実させる等、それぞれの集落の実情に合わせて制度に参加できる内容へと改良されることを望む。

以下内容について併せて要望・意見とする。

■対象地域要件の緩和を行うこと

農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域は、ほ場の傾斜条件や生産条件などが特定農山村法、山村振興法、過疎法等の法律で指定された地域と同等であることから、これらの地域においても、国の負担割合を法指定地域と同等とすることが妥当である。

■傾斜基準(畑)の緩和を行うこと

田に比べ畑の傾斜基準が厳しいことから、畑部分を対象としていない集落が多数存在している。また、田から畑に地目変更(果樹等)した場合に、現状では大幅に(最大で17,500円(10a当たり))交付単価が減少してしまい、集落全体の交付金額が減少することを懸念して、転作を考える農業者の支障となっている。

多面的機能を維持及び耕作放棄地の発生を防止する観点から考えれば、田も畑も同等の単価とすることが妥当であると考える。

■多面的機能支払制度との整理を図ること

両制度(中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度)で相違する点や活動範囲が重複する場合の明確な基準が示されていないため、市町村や集落においては活動違反となることを懸念して、多数の地域で、それぞれの制度における農用地が重複しないよう活動が行われている(制度に取り組みたいのに取り組めない)のが実情であるため、マニュアルの整備や事例紹介を行うこと。

■事務の簡素化を図ること

集落の参加者の高齢化により、活動に係る事務処理が大変負担となっており、協定書等の作成について必要最低限の記載項目とするともに、調査や報告についても必要最低限とすること。

■集落連携機能維持加算における要件緩和

高齢化や集落機能の低下への対応策として、集落の枠を超えて広域化を推進していく必要があると考えますが、現行制度の加算要件においては協定の統合や新規参加者を呼び込む等ハードルが高く、広域化推進の起爆剤とはなっていないため、制度の要件緩和を検討されたい。